

## 資 料 集

資料1	「ぐんま緑の県民税」についての提言 .....	42
資料2	「ぐんま緑の県民税」の継続要望 一覧 .....	43
資料3	ぐんま緑の県民税評価検証委員会 .....	44
資料4	関連条例 .....	57
資料5	各県における森林環境税等の導入状況 .....	59

群馬県では、県民共有の財産である豊かな森林環境を、県民の自らの負担で守り育てる「ぐんま緑の県民税」を平成26年度から導入し、これを財源として森林整備等を行ってきた。

「ぐんま緑の県民税」導入の第一期において、これまでのところ納税に対する県民各位の理解を得られるとともに、事業についても概ね計画どおりに実施され、成果を上げてきていると評価できるが、今後の制度の運用にあたっては以下の事項に留意し、さらに事業成果の上がるよう取り組まれない。

- 1 「ぐんま緑の県民税」の第二期に向け、これまでに各方面から寄せられている意見や森林・林業を取り巻く社会状況の変化を十分に踏まえて、制度の積極的な見直しを行うこと。
- 2 水源地域等の森林整備については、より効率的な事業執行に努めて、整備目標の達成に鋭意取り組むこと。
- 3 森林ボランティア活動や森林環境教育に積極的に取り組み、森林を整備・保全するための多様な担い手の育成に努めること。
- 4 市町村提案型事業については、地域の実情に応じて実施できるよう、随時、制度の見直しを行うとともに、拡充に努めること。
- 5 「ぐんま緑の県民税」の見直しにあたっては、国が導入を予定している森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の動向を注視するとともに、その状況等について適宜、県議会への情報提供に努め、協議を行うこと。

以上、提言する。

平成30年 3月15日

群馬県議会発議条例等の検証に関する特別委員会

群馬県知事 大澤 正明 様

	要望日	要望者	要望先
1	平成29年7月7日	吾妻郡町村会	群馬県知事 他 群馬県議会議員 他
2	平成29年7月7日	吾妻郡町村議会議員会	群馬県知事 他 群馬県議会議員 他
3	平成29年8月2日	利根沼田市町村長	群馬県知事 群馬県議会議員
4	平成29年8月18日	多野郡町村会	群馬県知事 群馬県議会議員
5	平成29年9月22日	甘楽郡町村会	群馬県知事 群馬県議会議員
6	平成29年9月22日	甘楽郡議会議員会	群馬県知事 群馬県議会議員
7	平成29年10月10日	群馬県町村会	群馬県知事
8	平成29年11月14日	群馬県町村議会議員会	群馬県知事 群馬県議会議員

「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」は、事業の内容検討、実績評価・効果検証を行うために設置された第三者機関です。大学教授等の学識経験者、森林の現状をよく知る森林所有者のほか、市町村、労働者団体、消費者団体、経済団体からの推薦により決定した委員で構成されています。

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成26年度】

## 第1回評価検討委員会

平成26年6月23日(月) 10時00分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(独自提案事業)の採択事業整理案について

## 第2回評価検討委員会

平成26年11月10日(月) 13時30分～15時30分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民基金事業の進捗状況について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】(独自提案事業)の採択事業整理案について
  - ・ 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
  - ・ 市町村からの要望への対応について

### 第2回評価検討委員会(追加協議)

平成26年11月12日(水)

書面協議 平成26年11月14日委員会承認

- 内容
- ・ 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業2次募集の採択事業内容について

### 第3回評価検討委員会

平成27年3月17日(火) 9時30分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民基金事業(26年度実施見込、27年度計画)について
  - ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
  - ・ 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
  - ・ 森林環境教育・普及啓発における補助区分の追加について
  - ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】(独自提案事業)の採択整理案について

### 第3回評価検討委員会(追加協議)

平成27年4月10日(金)

書面協議 平成27年4月23日委員会承認

- 内容
- ・ 森林環境教育・普及啓発における補助区分の追加について
  - ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】の採択事業内容について

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成27年度】

### 第1回評価検討委員会

平成27年8月17日(月) 9時30分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

内容 平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実績について  
ぐんま緑の県民税効果検証のための調査経過  
平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】の採択事業内容について

### 第2回評価検討委員会

平成27年12月14日(月) 14時00分～15時30分

県庁7階 審議会室

内容

- ・ 平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実施報告書について
- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金事業の進捗状況について
- ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について



### 第3回評価検討委員会

平成28年3月18日(金) 10時00分～11時30分

県庁7階 審議会室

内容

- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金事業について
- ・ 平成28年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について
- ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成28年度】

### 第1回評価検討委員会

平成28年9月5日(月) 10時00分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ 平成27年度事業実績及び平成28年度事業経過報告
  - ・ 平成27年度事業実績報告書について



### 第2回評価検討委員会

平成29年3月21日(火) 10時00分～12時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成28年度ぐんま緑の県民基金事業について
  - ・ 平成29年度市町村提案型事業について
  - ・ 平成29年度市町村提案型事業の採択について(独自提案)
  - ・ 市町村提案型事業の評価について(平成26年度開始箇所)

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成29年度】

### 第1回評価検討委員会

平成29年5月18日(木) 13時30分～15時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成28年度事業実績及び平成29年度事業経過報告
  - ・ 平成28年度事業実績報告書について

### 第2回評価検討委員会

平成29年8月29日(火) 10時00分～11時40分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成29年度ぐんま緑の県民基金事業について
  - ・ ぐんま緑の県民基金事業評価検証(3年間の総括)について
  - ・ 市町村提案型事業の評価について(平成27年度開始箇所)

### 第3回評価検討委員会

平成30年3月19日(月) 10時00分～11時30分

県庁28階 281-B会議室

- 内容
- ・ 平成29年度ぐんま緑の県民基金事業の実施状況について
  - ・ 平成30年度市町村提案型事業(独自提案以外)の採択について
  - ・ ぐんま緑の県民基金事業評価検証について
  - ・ 平成30年度市町村提案型事業(独自提案)の採択整理案について
  - ・ 国の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について
  - ・ ぐんま緑の県民税県民アンケートについて



## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成30年度】

### 第1回評価検討委員会

平成30年5月22日(火) 13時30分～15時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成29年度事業実績及び平成30年度事業経過報告
  - ・ ぐんま緑の県民税県民アンケートについて
  - ・ 平成29年度事業実績報告書について

### 第2回評価検討委員会

平成30年6月14日(木) 13時30分～15時30分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ 森林環境譲与税(仮称)と森林経営管理制度の概要について
  - ・ ぐんま緑の県民基金事業の5年間の目標と実績見込みについて
  - ・ 現行制度への要望状況について
  - ・ ぐんま緑の県民税の今後のあり方について(案)

### 第3回評価検討委員会

平成30年6月21日(木)

書面協議 平成30年6月25日委員会承認

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民税継続に関する意見書(案)について

### 第4回評価検討委員会

平成30年7月18日(水) 13時30分～15時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民基金事業の第Ⅱ期に向けた見直しについて(案)
  - ・ ぐんま緑の県民税 今後のあり方(素案)について

## ぐんま緑の県民税 継続に関する意見書

「ぐんま緑の県民税継続に関する意見書」の提出

平成30年6月28日(木) 13時30分～13時40分

県庁6階 秘書課 第一応接室

出席者	大澤 正明知事 ぐんま緑の県民税評価検証委員会 西野寿章委員長
-----	------------------------------------



平成 30 年 6 月 28 日

群馬県知事 大澤 正明 様

### ぐんま緑の県民税 継続に関する意見書

昭和 55 年以降の木材価格の下落は、林業活動を低迷化させ、山村では過疎化が進んで放置された人工林が増加して、森林の荒廃を招き、本来発揮されるべき森林の公益的機能の低下を招いてきました。森林の荒廃は、野生獣の行動範囲を拡大し、頻繁に人里へ出没して県民生活に影響を与えています。一方、里山では竹林が増加して、生態系に変化を与えると共に、人里に下りてきた野生獣の住処ともなって、住民生活を脅かしています。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年度から 5 年間で 1 期として導入されたぐんま緑の県民税は、手入れの行き届いていない人工林の間伐事業を中心として、県民参加の森林整備、里山整備、自然保全に関する事業を展開してきました。ぐんま緑の県民税評価検証委員会では、平成 29 年度には、過去 3 年間の事業評価を行い、本県民税が県民の間に年々浸透してきていることを確認しました。

まず、間伐を中心とした水源地域等の森林整備は、放置された人工林の整備を進め、森林の公益的機能の向上に大きく寄与しています。不在地主への連絡や境界線の確定作業に多くの時間を要して、毎年度繰り越しを発生させていますが、これは本県民税導入の段階において想定されていたことであり、地元自治体の協力を得た整備手法の確立が必要となっているものの、概ね、当初の計画通りに事業が展開され、県全体に確実に広がりを見せていると言えます。

また、県民参加型の森林保全活動には、年々多くの県民が参加し、環境教育を担う緑のインタープリターの養成も順調に進んでいます。市町村提案型事業は県下全市町村において展開するようになりました。

このように、ぐんま緑の県民税の用途についての問題はなく、透明な運営も行われています。そして、本県民税事業は、県民の負担によって、県土を整備してゆく地方分権型の取り組みとしても評価されます。

こうした評価を踏まえ、ぐんま緑の県民税評価検証委員会は、委員一同、本県民税事業を継続させることが必要との認識で一致し、ここに第 1 期終了後も、本県民税事業を継続させることが必要との意見書を提出いたします。

ぐんま緑の県民税評価検証委員会  
委員長 西野 寿章

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成25～26年度】

(五十音順 敬称略)

委員会 役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～ H27.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H25.7.30～ H27.3.31
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.2.19～ H27.3.31
委員	清野 紀美子	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者(消費者団体)	H25.7.30～ H26.7.22 委嘱替
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～ H27.3.31
委員	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H25.7.30～ H27.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H25.7.30～ H27.3.31
委員	萩原 重夫	片品村副村長	山地代表市町村	H26.5.19～ H27.2.19 委嘱替
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者(消費者団体)	H26.7.22～ H27.3.31
委員長 代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H25.7.30～ H27.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成27～28年度】

(五十音順 敬称略)

委員会 役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～ H29.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H27.4.1～ H28.4.22 委嘱替
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.4.1～ H29.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H28.4.22～ H29.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～ H29.3.31
委員長	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H27.4.1～ H29.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者(消費者団体)	H27.4.1～ H29.3.31
委員長 代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H27.4.1～ H29.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成29～30年度】

(五十音順 敬称略)

委員会 役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	飯塚 哲也	高山村副村長	山地代表市町村	H29.11.21～ H31.3.31
委員	市川 多恵子	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～ H31.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H29.4.1～ H29.11.21 委嘱替
委員	小井土 登喜司	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～ H31.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H29.4.1～ H31.3.31
委員	高草木 悟	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H29.4.1～ H31.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会長	納税者(消費者団体)	H29.4.1～ H31.3.31
委員長 代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H29.4.1～ H31.3.31

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 ぐんま緑の県民税事業の内容検討、実績評価・効果検証等を行うため、ぐんま緑の県民税評価検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 ぐんま緑の県民税事業の内容検討・助言
- 二 ぐんま緑の県民税事業の実績評価・効果検証
- 三 市町村提案型事業の選定における助言
- 四 その他、ぐんま緑の県民税事業に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、知事が指名し、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

### (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 群馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)第14条の各号に該当する非開示情報を含む場合

- 二 その他委員会が非公開とする旨を議決した場合
- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(議事録等)

第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境森林部林政課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。



森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成二十五年三月二十六日条例第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策に要する経費の財源を確保するため、群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十六年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に七百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による特例措置の実施により増加する県民税の均等割の収入額に相当する額をぐんま緑の県民基金(ぐんま緑の県民基金条例(平成二十五年群馬県条例第二十号)に規定するぐんま緑の県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における第二条及び第四条の規定の適用については、第二条中「第三十九条」とあるのは、「附則第十四条の四の三」とする。

## ぐんま緑の県民基金条例

平成二十五年三月二十六日条例第二十号

### (趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、ぐんま緑の県民基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第二条 本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策を実施するため、ぐんま緑の県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされた額
- 二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

### (管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

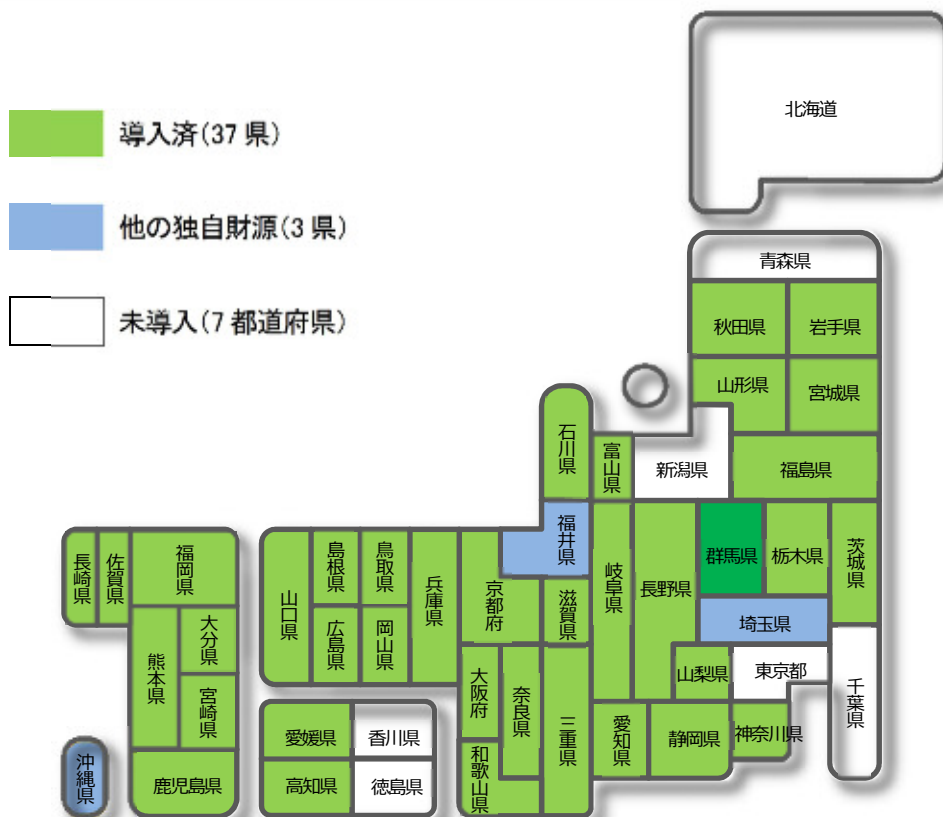
第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 各県における森林環境税等の導入状況

資料5



導入県	導入年度	税の名称(通称)	導入県	導入年度	税の名称(通称)
岩手県	平成 18 年 4 月	いわての森林づくり県民税	大阪府	平成 28 年 4 月	森林環境税
宮城県	平成 23 年 4 月	みやぎ環境税	兵庫県	平成 18 年 4 月	県民緑税
秋田県	平成 20 年 4 月	秋田県水と緑の森づくり税	奈良県	平成 18 年 4 月	森林環境税
山形県	平成 19 年 4 月	やまがた緑環境税	和歌山県	平成 19 年 4 月	紀の国森づくり税
福島県	平成 18 年 4 月	森林環境税	鳥取県	平成 17 年 4 月	森林環境保全税
茨城県	平成 20 年 4 月	森林湖沼環境税	島根県	平成 17 年 4 月	水と緑の森づくり税
栃木県	平成 20 年 4 月	とちぎの元気な森づくり県民税	岡山県	平成 16 年 4 月	おかやま森づくり県民税
群馬県	平成 26 年 4 月	ぐんま緑の県民税	広島県	平成 19 年 4 月	ひろしまの森づくり県民税
神奈川県	平成 19 年 4 月	水源環境保全税	山口県	平成 17 年 4 月	やまぐち森林づくり県民税
富山県	平成 19 年 4 月	水と緑の森づくり税	愛媛県	平成 17 年 4 月	森林環境税
石川県	平成 19 年 4 月	いしかわ森林環境税	高知県	平成 15 年 4 月	森林環境税
山梨県	平成 24 年 4 月	森林及び環境の保全に係る県民税	福岡県	平成 20 年 4 月	森林環境税
長野県	平成 20 年 4 月	長野県森林づくり県民税	佐賀県	平成 20 年 4 月	佐賀県森林環境税
岐阜県	平成 24 年 4 月	清流の国ぎふ森林・環境税	長崎県	平成 19 年 4 月	ながさき森林環境税
静岡県	平成 18 年 4 月	森林づくり県民税	熊本県	平成 17 年 4 月	水とみどりの森づくり税
愛知県	平成 21 年 4 月	あいち森と緑づくり税	大分県	平成 18 年 4 月	森林環境税
三重県	平成 26 年 4 月	みえ森と緑の県民税	宮崎県	平成 18 年 4 月	森林環境税
滋賀県	平成 18 年 4 月	琵琶湖森林づくり県民税	鹿儿岛県	平成 17 年 4 月	森林環境税
京都府	平成 28 年 4 月	豊かな森を育てる府民税	計	37 県	

～みんなの森をみんなで守ろう～

ぐんま緑の県民税

今後のあり方（素案）

○この素案に関するお問い合わせ先

群馬県環境森林部林政課林政推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-3211 Fax:027-223-0154

E-mail:rinseika@pref.gunma.lg.jp

○ぐんま緑の県民税ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/04/e3000101.html>